

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都民の日に利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………（生活文化局文化振興部企画調整課）…一
- 令和八年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…一
- 土砂災害警戒区域等の解除（五件）……………（建設局河川部指導調整課）…二
- 土砂災害警戒区域の指定……………（同）…五
- 土砂災害警戒区域等の指定……………（同）…六

告示

●東京都告示第九百十四号

都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）第四条の規定に基づき、令和八年度都民の日に利用料金及び使用料（定期入場券を除く。）を免除する都の施設を次のように指定する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 利用料金（一）から（九）までは、東京都立公園条例施行規

則（昭和三十二年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。）別表第六 三の項に規定する入場料に限る。）を免除する施設

- （一） 浜離宮恩賜庭園
- （二） 旧芝離宮恩賜庭園
- （三） 小石川後楽園
- （四） 六義園
- （五） 旧岩崎邸庭園
- （六） 向島百花園
- （七） 清澄庭園
- （八） 旧古河庭園
- （九） 殿ヶ谷戸庭園
- （十） 東京港野鳥公園
- （十一） 東京都江戸東京博物館（常設展）
- （十二） 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園
- （十三） 東京都現代美術館（常設展）
- （十四） 東京都庭園美術館（庭園）
- 二 使用料（規則別表第五 二の部（二）の項から（五）の項までに規定する入場料に限る。）を免除する施設
- （一） 神代植物公園
- （二） 多摩動物公園
- （三） 恩賜上野動物園
- （四） 葛西臨海水族園
- （五） 井の頭自然文化園
- （六） 夢の島熱帯植物館

●東京都告示第九百十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条

の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の第三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八

階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

（一） 管理理容師

令和九年三月十五日、同月十六日及び同月二十三日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

（二） 管理美容師

ア 令和九年一月十二日、同月二十五日及び同月二十

六日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 令和九年二月十五日から同月十七日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

ウ 令和九年三月十五日、同月十六日及び同月二十三

日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

三 受講料

二万円

●東京都告示第九百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	玉川学園六丁目	209014-K043	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209014-K044		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	玉川学園六丁目	209014-K043	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209014-K044			

●東京都告示第九百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	坂浜	225002-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
稲城市	坂浜	225002-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第九百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	中野山王二丁目	201043-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
八王子市	中野山王二丁目	201043-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第九百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び日野市役所において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
日野市	東豊田一丁目	212001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
日野市	東豊田一丁目	212001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第九百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都八丈支庁及び八丈町役場において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八丈町	末吉	401003-K060	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		401003-K114		
		401003-K128		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
八丈町	末吉	401003-K060	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		401003-K114			
		401003-K128			

●東京都告示第九百二十一号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の
規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市
役所において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	玉川学園六丁目	209014-K043	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209014-K044		

●東京都告示第九百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都八丈支庁及び八丈町役場において縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八丈町	末吉	401003-K060	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		401003-K114		
		401003-K128		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八丈町	末吉	401003-K060	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		401003-K114			
		401003-K128			

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

